

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地				
専門学校麻生看護大学校		昭和54年3月31日	安藤 美	〒 820-0018 (住所) 福岡県飯塚市芳雄町3-83 (電話) 0948-25-5999				
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地				
学校法人麻生塾		昭和26年3月12日	理事長 麻生 健	〒 820-0018 (住所) 福岡県飯塚市芳雄町3-83 (電話) 0948-25-5999				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度			
医療	看護専門課程	看護科	平成6(1994)年度	-	平成25(2013)年度			
学科の目的	専門学校麻生看護大学校 看護専門課程 看護科は、保健師助産師看護師法の規定に基づき、豊かな人格形成と保健・医療・福祉に必要な専門知識及び技術に関する教育を行い、広く地域社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。							
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	1918年(大正7年)飯塚病院付属の看護婦養成所として創立以来、長きにわたって多くの看護師を輩出し、医療分野並びに地域に貢献。本校校訓の「無私」のもと、変容する社会においても大いに活躍できる強固な「志」と、確かな「看護実践能力」を兼ね備えた「まごころ看護師」の育成に努めている。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	3,180 単位時間	1,775 単位時間	375 単位時間	985 単位時間	0 単位時間	45 単位時間
	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	
生徒総定員	生徒実員(A)	留學生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率				
180人	184人	0人	0%	1%				
就職等の状況	■卒業者数(C)		56	人				
	■就職希望者数(D)		56	人				
	■就職者数(E)		56	人				
	■地元就職者数(F)		49	人				
	■就職率(E/D)		100	%				
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		88	%				
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100	%				
	■進学者数		0	人				
	■その他							
	就職指導内容:		1年次より看護師の仕事の魅力、社会的意義、職業倫理などを学び、本校就職支援計画により、自己分析、企業(病院等)研究等進め、就職希望先を決定していく。 (令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)					
■主な就職先、業界等		(令和6年度卒業生) 株式会社麻生 飯塚病院						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:		無					
	※有の場合、例えば以下について任意記載		評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL					
当該学科のホームページURL	URL: https://asojuku.ac.jp/anc/nursing/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数		3,180 単位時間					
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		985 単位時間					
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間					
	うち必修授業時数		3,180 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		985 単位時間					
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間					
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間					
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数		0 単位					
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した演習の単位数		単位						
うち必修単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)			9人		
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)			2人		
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)			0人		
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)			0人		
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)			0人		
	計					11人		
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数					11人			

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校では、教育理念に基づき「敬愛」「豊かな感性」「叡智と技」を備えた看護専門職者の育成をめざし、さらにDPを達成するための教育課程を編成しています。基礎科目、専門基礎科目、専門科目を「人間性を高める力」「連携・協働・表現する力」「看護を実践する力」「倫理観を高める力」「看護探求・発展をめざし継続学習できる力」の5つの群で編成し、学年進行とともに体系的かつ段階的に学修するカリキュラム編成を行います。(学習成果を適切に評価します。)

- ① 自身の人間性を高め、他者の価値観を理解し受容できる豊かな人間性と感性をはぐくむために必要な科目を設置します。
- ② 看護専門職者としての役割を認識し、チームの一員として多職種と連携・協働して対象者を支えることの重要性を理解し、看護実践できるように必要な科目を設置します。
- ③ 多様な場で看護を実践できるようにするための基本となる能力(知識・技・判断力)を培い、人々の健康を生活の営みの中で支えるために必要な看護実践力を身につけるための科目を設置します。
- ④ 医療に携わる者として求められる高い倫理観を備えるために必要な科目を設置します。
- ⑤ 常に自身の看護観を問い続け、探求心をもって自己研鑽することの必要性を学び、生涯学習者としての姿勢をはぐくむための科目を設置します。

教育のあり方は、社会のあり方と相互に影響し合って社会情勢を反映している。高度化した看護構造において、特に専門分野・統合分野における内容は、企業との連携において、その教育内容の抽出はなされているものとする。本校卒業生の殆どの就職先は、急性期病院である。急性期医療では在院日数の短縮化やDPC(診療群分類別包括評価)の導入など、医療の効率化が求められている。看護基礎教育側の立場において、より現場に即した方法で、安全な質の高い医療サービス提供のための教育内容の精選を図っている。

カリキュラム構築にあたっては、企業側における新入職者の能力はもとより、その後の成長の実態を鑑み、現場での医療事故の実態調査なども実施した。企業側の求める看護基礎教育への提言は、本校のカリキュラムの礎であるとする。加えて看護基礎教育の出発点から看護師が生涯活動し続けるに値する職業であるという考えのもと、キャリアデザイン概念も踏まえたカリキュラム構築をしている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、専門性に関する動向や方向性等について意見交換等を通じて、より実践的な職業教育の質を確保することを目的とする。委員会は、次の事項を審議し、会議の結果を学科内でのカリキュラム会議に報告する。

- ①カリキュラムの企画・運営・評価に関する事項
- ②各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関する事項
- ③教科書・教材の選定に関する事項
- ④その他教員としての資質能力の育成に必要な研修に関する事項

また、カリキュラム会議においては、教育課程委員会からの意見を参考に、学科の教育方針に則ったカリキュラムを検討し、策定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
田中 美樹	公立大学法人 福岡県立大学 看護学部 准教授	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	②
権藤 知香	社会保険 直方病院 看護部長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	③
和田 麻美	株式会社麻生 飯塚病院 管理師長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	③
安藤 廣美	専門学校麻生看護大学校 校長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	—
鈴木 葉子	専門学校麻生看護大学校 校長代行	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	—
藤丸 哲也	専門学校麻生看護大学校 事務長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	—
松ノ木 幸恵	専門学校麻生看護大学校 看護科 教務主任	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	—
角 美緒	専門学校麻生看護大学校 看護科 教員	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
 (年間の開催数及び開催時期)
 年2回 (毎年8月、1月)
 (開催日時(実績))
 第1回 令和6年8月7日 14:00～15:00
 第2回 令和7年1月15日 14:05～15:15

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
 専門基礎科目「暮らしを支えるチーム」について、委員会にて実施内容の報告を行った。本科目では、介護福祉士などの他職種へのインタビューを通じて学生が主体的に学習し、医療以外の視点を獲得することで、旧カリキュラムと比べて学習姿勢に変化が見られてる。この取り組みに対して委員からは、「実習で初めて学んだことは非常に刺激となる」「学生のうちから基盤を築くことが重要である」「今後は実施後の評価についても共有してほしい」「病院での臨床指導者会議などを通じて、科目の実施意図を伝えてほしい」といった意見があった。また、関連する領域横断科目「専門職連携」においては、領域を横断する事例は展開しているが、他専門職との連携という視点では、検討が浅く、学生の理解が十分に深まっていない点が課題として挙げられました。今後は、他職種の教員との意識共有を図り、精神領域を含めた連携についても議論を深めていく予定。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
 学内での形式知・理論知からの学びには限度があることから、臨地における実習は一連の知識・技術を統合し学びのプロセスが展開できる場である。また、臨地で出会う指導者は学生のモデルであり、優れたケアや看護のダイナミクスさを指導者が学生に示したときに、看護に対する志が育成され、看護観が形成される。
 よって、学生自身の実習体験や看護師のケアから、体験を意味付けし、教材化し、学生が看護の本質をつかみとれるよう意図的なかかわりを実施する必要がある。
 学生の効果的な学び、学生個々の成長に向けて、臨地実習指導者は患者に対するケア上の責任、教員は学生に対する教育上の責任を担いながら、情報共有、目標共有、達成状況共有、関係調整を行っていく。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 1・2・3年生の各学年で臨地実習がカリキュラムで設定されている。それぞれの実習前には、事前に臨地で指導に当たる指導者へ臨地実習における指導方針・願い・強化点、の説明を行っている。加えて、専任教員は、各臨地実習場所へ出向き、日々の学生指導の内容・指導方針等を臨床指導者と共に評価の確認を行っている。
 各実習終了後は、実習調整者が臨床指導者へ各実習の評価(指導方針・願い・強化点等)を報告している。具体的な報告内容は、各実習のねらいの評価や次への課題とし、さらには、卒業時の看護技術到達度等を伝えている。
 また、年間を通して臨床指導者と協力して学習会を実施し、教育力及び看護実践能力向上に努めている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
看護を知る実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	病院における患者の看護を学ぶ。健康障害をもち療養している対象を、総合的にとらえてニーズや看護を考え、看護の対象を総合的にアセスメントする方法が理解できるよう日常生活援助技術の実践を行い、看護を追求する。	株式会社麻生飯塚病院
成人看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	成人・老年期にある健康危機状況の人とその家族を理解し、危機を乗り越え生きていくことを支えるための看護の実践を学ぶ。	株式会社麻生飯塚病院
老年看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	さまざまな健康状態・生活機能にある高齢者を理解し、その人らしく望ましい生活を送るための看護の実践を学ぶ。病院実習40時間、老人施設40時間。	株式会社麻生飯塚病院
母性看護学実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	看護の対象である人間を母性の側面から捉え、ヒトのリプロダクションの営みに焦点を当て、周産期における対象者や家族に適切な看護の実践を経験する。母性を取り巻く地域の保健・医療・福祉の諸機関との関係について理解を深め、保健指導の必要性を学ぶ。	株式会社麻生飯塚病院
看護の統合と実践実習	4.【校外】企業等が主催するインターンシップ等(学科が主体的に企画していないものを指す。)	これまで学習した知識・技術・態度を統合し、患者の生活の場に近い状況での看護を考え、臨床実践能力を養う。	株式会社麻生飯塚病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員に対して、現在就いている職務又は将来就くことが予想される、職務の遂行に必要な知識・技能を修得させ、その遂行に必要な教職員の能力及び資質等の向上を図ることを目的として研修を受講させる。「教職員研修規程」に則り、専攻分野における実務に関する研修や、指導力の修得・向上のための研修を、教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務に応じて実施し、より高度な職務を遂行するために必要な知識を修得させる。年度の初めに研修計画を作成し、各教職員のスキルに適した研修が、計画的に受講できるようにする。また必要に応じ、年初の計画以外の研修受講も可能としている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名： 一般社団法人日本看護学教育学会 第34回学術集会
期間： 令和6年8月19日(月)・20日(火)
内容 地域包括ケア時代の看護学教育：つなぐ一つながる
連携企業等： 一般社団法人日本看護学教育学会
対象： 教員1名

研修名： 第29回日本在宅ケア学会学術集会
期間： 令和6年9月30日(月)
内容 「望む場所であらう」をかなえるためにつくる・つなげる在宅ケア
連携企業等： 一般社団法人日本在宅ケア学会
対象： 教員1名

研修名： 第20回日本周産期メンタルヘルス学会学術集会
期間： 令和6年10月26日(土)・27日(日)
内容 周産期メンタルヘルスとチーム医療 他
連携企業等： 日本周産期メンタルヘルス学会
対象： 教員1名

研修名： 日本エンドオブライフケア学会 第7回学術集会
期間： 令和6年10月13日(日)・14日(月)
内容 悲しみに寄り添うエンドオブライフケア ～その人らしい生と死を支えるために～
連携企業等： 日本エンドオブケア学会
対象： 教員1名

研修名： 第49回日本精神科看護学術集会
期間： 令和6年6月28日(金)・29日(土)
内容 大きく変化する社会に対応する精神科看護の人的資源開発他
連携企業等： 一般社団法人日本精神科看護協会
対象： 教員1名

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名： 一般社団法人日本看護技術学会第22回学術集会
期間： 令和6年10月26日(土)・27日(日)
内容 看護技術の哲学と実装
連携企業等： 一般社団法人日本看護技術学会
対象： 教員1名

(3) 研修等の計画		
① 専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	日本老年看護学会 第30回学術集会	連携企業等: 一般社団法人日本老年看護学会
期間:	令和7年6月27日(金)~29日(日)	対象: 教員1名
内容:	「老年看護学再考」人生100年時代に向け、老年期を生きる人々と看護について捉えなおす	
研修名:	第50回日本精神科看護学術集会	連携企業等: 一般社団法人日本精神科看護協会
期間:	令和7年6月6日(金)~7日(土)	対象: 教員1名
内容:	「精神科看護の未来を拓く」、科学技術が台頭するなかで精神科看護の真価を問う。	
研修名:	身体拘束ゼロを目指して~患者の尊厳と主体性を尊重したケア~	連携企業等: 福岡県看護協会
期間:	令和8年1月22日(水)	対象: 教員1名
内容:	身体拘束がなぜ問題なのか、身体拘束を行わずに行うケア、緊急やむを得ない場合の対応、身体拘束ゼロの取り組み事例。	
研修名:	倫理的・法的、新人~Ⅱ研修	連携企業等: 福岡県看護協会
期間:	令和8年1月26日(月)	対象: 教員1名
内容:	看護倫理・倫理的感受性を学び、事例から倫理的ジレンマとその対応を考える。	
研修名:	第30回日本糖尿病教育・看護学会学術集会	連携企業等: 日本糖尿病教育・看護学会
期間:	令和7年9月20日(土)・21日(日)	対象: 教員1名
内容:	多様性に配慮した糖尿病療養支援、多様性のマネジメント、経済毒性	
研修名:	発達障害・パーソナリティ障害が疑われるグレーゾーンなスタッフ・学生への合理的配慮と基本支援のアプローチ	連携企業等: 株式会社日総研出版
期間:	令和7年9月27日(土)	対象: 教員1名
内容:	事例でみる各障害の基礎知識、特徴 教育機関における合理的配慮、支援の考え方。	
② 指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	第114回看護師国家試験分析レポート&第115回受験指導対策セミナー2025・春	連携企業等: Gakkenメディカル事業部
期間:	令和7年5月16日(金)	対象: 教員1名
内容:	第114回看護師国家試験の出題の特徴、不合格になる学生の特徴、教員に求められる対策指導について	
研修名:	日本看護学教育学会第35回学術集会	連携企業等: 日本看護技術学会
期間:	令和7年8月29日(金)・30日(土)	対象: 教員1名
内容:	危機に立ち向かう看護学教育	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本校の教育方針に基づき、学校運営が適正に行われているかを企業関係者、保護者、地域住民、高校関係者の参画を得て、包括的・客観的に判定する事で、学校運営の課題・改善点・方策を見出し、学校として組織的・継続的な改善を図る。また情報を公表する事により開かれた学校作りを行う。

評価の視点としては、企業が求める看護専門職者としての追求はもとより、社会が求める看護職者への期待・ニーズをもとに多角的視点からの情報を得ると共に評価をし、改善措置を講じる一助とする。またここでは看護基礎教育への提言はもとより、生涯学習者としてのキャリアデザインをどのように構築し、社会に貢献する人材育成へのニーズの視点からも評価を受ける事とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	法人の理念、学校の教育理念、学科の教育目的・育成人材像、他
(2)学校運営	運営方針、事業計画、人事・給与規程、業務効率化、他
(3)教育活動	業界の人材ニーズに沿った教育、実践的な職業教育、教職員の資質向上、他
(4)学修成果	教育目的達成に向けた目標設定、事後の評価・検証、就職率、退学率、他
(5)学生支援	修学支援、生活支援、進路支援、卒業生への支援、他
(6)教育環境	教育設備・教具の管理・整備、安全対策、図書室の整備、他
(7)学生の受入れ募集	APの明示、進路ニーズ把握、パンフレット・募集要項の内容、公正・適切な入試
(8)財務	財政的基盤の確立、適切な予算編成・執行、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	専修学校設置基準の遵守、学内諸規程の整備・運用、自己点検・評価、他
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献、地域貢献、学生のボランティア活動の推奨、他
(11)国際交流	留学生の受入れ、支援体制

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学生の主体的な学びについて、きっかけがあれば動ける学生も多いが、自発的行動はまだ不十分であると感じているところ、委員より「とにかく見て、聞いて、感じてもらうことが重要」と生活体験が少ない学生には見る機会、話す機会がある実習での体験が良いきっかけになるのではとアドバイスをいただいた。

「コミュニケーションの基本である挨拶が徐々にできなくなっているように感じる」との意見が寄せられた。一方で、別の委員からは「先輩からの声掛けが励みになっており、良い学びの機会となっている」との前向きな意見もあった。現在、教員による働きかけや、学年間の交流の場を積極的に活用しながら、学生のコミュニケーション力の向上に努めている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和7年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
井原 資子	社会保険 田川病院 看護部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	卒業生
山本 由香	日本赤十字社 嘉麻赤十字病院 看護部長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	企業等委員
佐藤 康枝	福岡県立嘉穂高等学校 校長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	高等学校関係者
清田 麻希	保護者等代表	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	保護者等
野見山 昌光	飯塚市内在住 民生委員	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日(2年)	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://asojuku.ac.jp/about/disclosure/doc/anc/2025/hyoka.pdf>

公表時期: 令和7年10月1日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の教育方針・カリキュラム・就職状況など学校運営に関して、企業等や高校関係者・保護者などに広く情報を提供する事で、学校運営の透明性を図ると共に、本校に対する理解を深めて頂く事を目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	歴史、教育理念、教育目標、ASOの考え方
(2) 各学科等の教育	入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、カリキュラム、シラバス(各学年および各期)、講義、学内実習、臨地実習、国家資格実績
(3) 教職員	教員一覧及び実務家教員科目
(4) キャリア教育・実践的職業教育	就職サポート、GCB教育、企業連携
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校祭、校外研修(地域研修、研修旅行)、学外ボランティア
(6) 学生の生活支援	生活環境サポート(学生寮)
(7) 学生納付金・修学支援	学費とサポート、学習支援(各種支援制度)
(8) 学校の財務	事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録、監査報告書
(9) 学校評価	自己点検・評価、学校関係者評価
(10) 国際連携の状況	海外留学(長期留学・短期留学)、グローバル教育
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ (その他) (Instagram)

URL: <https://asojuku.ac.jp/anc/>

公表時期: 令和7年7月31日

授業科目等の概要

(看護専門課程看護科) 令和7年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当 年次・ 学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業 等との 連携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択					講 義	演 習	実 験・ 実 習・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			論理的思考	物事を論理的に思考し、客観的に評価できるような物の見方・考え方を学び、根拠に基づいた思考力と分析力、また論理的に表現し伝える力を身につける。	1 後	30		○			○		○	
2	○			学ぶこと・教えること	教育の目的・意義と学習支援方法を学び、健康教育の基礎および看護活動における教育的機能を効果的に果たせる能力を身につける。	2 前	30		○			○		○	
3	○			情報科学Ⅰ	社会が望んでいる医療の情報化及び安全な医療を実現する為に、情報の管理や情報の利用について正しく理解する事が不可欠であることから、医療と看護に必要な情報の基礎知識と情報倫理について学ぶ。	1 前	15		○			○		○	
4	○			情報科学Ⅱ	社会が望んでいる医療の情報化を実現する為に、情報の管理や情報の利用について正しく理解する事が不可欠であることから、情報活用能力を高めるために、Word, Excel, パワーポイントについて学ぶ。	1 前	30			○		○		○	
5	○			異文化の理解と交流	人々の背景にある異なった文化・生活を知り異文化理解に対する意識を高めるとともに自国の文化へも目を向け、多様な価値観を受け入れる姿勢を身につける。	1 前	30		○			○		○	
6	○			English for Nursing	国際社会に対応しうる基礎的な語学力を身につけるために、日常的な英会話を学ぶとともに臨床場面において英語で患者と意思疎通を図るための基本的な英語表現と臨床場面における英会話を活用する力を身につける。	2 前	30		○			○		○	
7	○			看護倫理	看護専門職者として、倫理的問題について考える能力と倫理観を備えるためにも、生命倫理・看護倫理・倫理的問題など基本的な倫理について学び、倫理的態度を身につける。	1 前	30		○			○		○	
8	○			GCBⅠ(社会人基礎力)	様々な場所で看護師として活躍していくために必要な、相手に対する思いやりと感謝の心やマナーを学ぶ。また、チームの一員として看護師が能力を発揮するための協働する力を学ぶ。	1 前	15		○			○		○	
9	○			GCBⅡ(キャリアデザイン)	看護師は常に学び続ける生涯学習者であり、どのような看護師になりたいかとキャリアデザインを描くことが大切である。様々な看護師の語りを聞くことで、現在思い描いている志を確固たるものとし、生涯学習者として必要な学ぶ姿勢、学習方法を身につけることを目的とする。	1 通	30		○			○		○	
10	○			地域と文化	自分たちの住む地域の文化や歴史、自然、生業などを再発見し、その魅力や強みを発掘する。特定の地域を対象とし、その歴史や地理、経済、文化などを総合的、学際的に追求する。自らの地域に目を向けて、足元にあるあらゆる事象を調査研究、学習の対象として、実際にまちを歩きそこにあるものから何かを見いだす。	1 前	15		○			○	○	○	
11	○			人間関係論	社会・集団の中における人間と人間関係の中で、互いに自己・他者をとらえ、関係を築き、相互作用を受けながら、成長していく。この人間関係について理解し、互いをとらえていく能力を養い、看護実践につながる基礎を学ぶ。	1 前	30		○			○		○	
12	○			社会と生活	大きく変動する現代社会の中で、看護職者として現代社会のあり方をとらえ直すとともに、社会の基盤をなす一人ひとりの人間の生活・暮らしを理解することを通じて、患者や住民の生活を援助することの重要性を学習する。	1 後	30		○			○		○	
13	○			人間のこころ	看護の対象となる人間の「こころ」を探求する心理学の基礎的内容。人間の「こころ」のあり方をとらえて、自己の「こころ」のコントロール方法とともに、対象や専門職者の心理も理解して、看護実践につながる基礎を学ぶ。	1 前	30		○			○		○	

(看護専門課程看護科) 令和7年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
14	○			健康とレクリエーション	レクリエーションを通して心身の健康の維持・向上を図ることを看護の実践に活かすために体験的・創造的に学ぶ。	2前	15				○	○	○		○	
15	○			人体の構造と機能総論	人体の発生からその構造と機能についての基礎知識を養う。人体の構造・機能を基礎に、各器官別解剖生理の理解、さらには各病態生理学へと発展させ、系統的に理解する事をねらいとした。本科目では、細胞と組織、解剖学的用語について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1前	15			○		○		○		
16	○			人体の構造と機能Ⅰ	人体の機能と構造を系統的に理解することで、科学的根拠に基づいた観察や判断ができる能力を身につける。本科目では、血液・循環・リンパ・免疫について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1通	30			○		○		○		
17	○			人体の構造と機能Ⅱ	人体の発生からその構造と機能についての基礎知識を養う。人体の構造・機能を基礎に病気と治療で系統的に理解する事をねらいとした。呼吸器では生命維持に必要な酸素の調整を司る器官の正常な構造と機能を理解し、身体的側面のアセスメント能力の基礎的知識と科学的根拠・観察力・判断力を養う。消化器では生命維持に必要な栄養の摂取と代謝を司る器官の正常な構造と機能を理解し、身体的側面のアセスメント能力を養う。腎泌尿器では生命維持に必要な水分(体液)の調整」「情報処理・調整」について理解し、身体的側面のアセスメント能力を養う。	1通	30			○		○		○		
18	○			人体の構造と機能Ⅲ	身体の中の情報ネットワークとして、身体を機能させる指令情報を伝達する、身体が受けとる感覚情報を伝達する、身体の恒常性を調整する、これら神経系・感覚器系・内分泌系に関わる仕組みと働きについて学ぶ。	1通	30			○		○		○		
19	○			人体の構造と機能Ⅳ	人体の機能と構造を系統的に理解することで、科学的根拠に基づいた観察や判断ができる能力を身につける。本科目では、骨筋・生殖器・遺伝・染色体・妊娠・分娩について学び、身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための基礎知識とする。	1通	30			○		○		○		
20	○			病態と治療Ⅰ	血液器系・循環器系・リンパ・免疫・内分泌系骨筋器系疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1通	30			○		○		○		
21	○			病態と治療Ⅱ	呼吸器系・消化器系・腎泌尿器疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1通	45			○		○		○		
22	○			病態と治療Ⅲ	神経系・感覚器系・内分泌系の機能障害・疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1後	30			○		○		○		
23	○			病態と治療Ⅳ	骨格筋・生殖器がもたらす身体内部の変化について理解し、機能障害・疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、科学的根拠に基づいた看護を展開するための知識を学ぶ。	1後	30			○		○		○		
24	○			病態と治療Ⅴ	精神障害を持つ患者および家族に適切な看護援助を行うために、基礎的知識となる精神疾患および治療・検査を理解する。また、小児期における先天異常に加えて、成長・発達に対応した病態を理解する。	2前	20			○		○		○		
25	○			病理学	疾患を科学的に理解し整理した知識は、看護実践の根拠となる。ここでは病理学概念、病態の形態学的特徴や成立過程、健康障害のしくみについて学び、疾病を学ぶ上での基礎的能力を養う。	1前	15			○		○		○		

(看護専門課程看護科) 令和7年度																		
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任			
26	○			微生物と感染症	健康と生命をおびやかす感染症を引き起こすものとしての微生物、有機物を分解して体内・地球の環境を美しく保ってくれる微生物の基礎知識、感染と発病、感染予防と治療について学ぶ。感染性疾患がもたらす身体内部の変化について理解し、看護師としてどのように感染を予防するか、科学的根拠に基づいた看護を展開する基礎知識を学ぶ。	1 前	30		○			○				○		
27	○			臨床薬理学	領域横断科目の「薬物療法と看護」の基礎知識として、薬物の種類やその作用機序、副作用などの薬物の基礎知識を学ぶ。	1 後	30		○			○					○	
28	○			臨床検査	臨床検査とは何か、どのような臨床検査法があるのか、健康状態あるいは病気・治療状態を把握する方法を学び、生活する人・治療する人への看護に活かすための基礎知識を身につける。	2 前	20		○			○					○	
29	○			生体の化学と栄養	生化学とは生命現象に関する事柄を化学的に解明しようとする学問である。生体の構造や機能について分析し、生命現象の本質を知ることが目的としからだの不思議について学ぶ。また栄養学では栄養と看護の関連を考え健康と食生活、治療、栄養マネジメントについて学ぶ。	1 前	30		○			○					○	
30	○			公衆衛生と保健統計	公衆衛生の動向とあゆみ、人口動態といった、公衆衛生学の基本や、国民衛生の動向といった基礎的知識を学ぶ科目として設定。さらに、看護専門職者として地域社会における健康保持や増進のための組織的な保健活動の概要や、環境保健活動などの概要を学ぶ。	2 後	20		○			○					○	
31	○			暮らしの中の保健活動	地域社会における健康保持や増進のための組織的な保健活動の概要や、産業保健活動、環境保健活動などの概要を学び、多様化する対象・場における看護の在り方について学ぶ。	2 後	20		○			○					○	
32	○			暮らしを支える法律	看護師として質の高い看護を提供するために、まず社会人として充実した豊かな人生を送り、職業人として任務を果たす必要がある。そのために、生活の中にある法律の制定された歴史や背景、目的を理解し、目まぐるしく変化する社会の中で生活していることを意識させる。さらに法律の理解だけでなく、そこから自己の生涯のライフプランについて考える機会とする。	1 後	30		○			○					○	
33	○			看護と法	看護専門職者として、医療に関する法律（特に保助看法）の理解が必要である。法律が制定された歴史的・社会的背景とそれぞれの目的を理解する。そこで看護師が法律で守られていることを理解し、看護師を目指すものとして何が必要かを考え、看護師の高い倫理観を持って学び続ける姿勢を育む。	2 前	15		○			○					○	
34	○			暮らしの中の社会福祉	社会福祉の概念と基本的な制度の理解や、法律に基づく生活者の生活問題に対する社会福祉の実践と課題について学ぶ。	2 前	30		○			○					○	
35	○			暮らしを支えるチーム	生活者をとりまく保健医療福祉サービスにおける専門職の役割と連携について学ぶ。	2 後	20		○			○					○	
36	○			看護学概論	看護への興味・関心を高め、各領域の看護学への学習意欲につなげられる看護の概観的知識を得られる科目となる。看護の基本となる概念を土台とし、看護とは何か、看護の対象への理解、看護の本質について考え、看護学の豊かさや奥深さをイメージする機会とする。	1 前	30		○			○				○		
37	○			看護理論入門	看護知識体系の構造とその意味を理解し、看護理論を看護実践に活用できるよう科学的、実践的な思考を養う。	1 通	30		○			○					○	
38	○			看護の展開	効果的な看護を実践するために必要な思考過程（問題解決思考）を科学的根拠に則って表現する方法を学びます。看護過程を展開するために必要な基本的事項や構成要素について学びながら、紙上事例を通して対象の個別性を踏まえ、かつニーズにあった看護の実践について考えていきます。事例を用いてグループ学習、個人学習を取り入れていきます。積極的に学んで下さい。	1 後	30		○			○				○		

(看護専門課程看護科) 令和7年度																	
必 修	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 の 連 携	
	選 択 必 修	自 由 選 択	授 業 科 目 名						授 業 科 目 概 要	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任		兼 任
39	○			基礎看護技術総論	基礎看護技術を学ぶ基盤として、基礎看護技術の基考え方やすべての看護技術に共通する技術(コミュニケーション・安全確保・感染対策)を学ぶことを目的に設定。	1前	30		○			○		○			
40	○			日常生活援助技術Ⅰ	日常生活を整える援助技術として、環境・活動休息援助の、基本的な知識・方法を学び、ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1前	30			○		○		○			
41	○			日常生活援助技術Ⅱ	日常生活を整える援助技術として、清潔・衣生活援助と安楽をもたらす援助の、基本的な知識・方法を学び、ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1通	30			○		○		○			
42	○			日常生活援助技術Ⅲ	日常生活を整える援助技術として、食事・排泄援助の基本的な知識・方法を学び、食事・排泄ケアを実施提供できる基本的技術を身につける。	1後	30			○		○		○			
43	○			フィジカルイグザミネーション	看護におけるフィジカルアセスメントとは、患者の状態を判断する目的がある。患者の状態から緊急性の有無を判断し、必要なケアを正しく判断するためにフィジカルイグザミネーションを身につける。	1通	30			○		○		○			
44	○			診療の補助技術Ⅰ	生活を整える技術である排泄の中で、清潔・無菌操作の技術の必要な導尿技術を身につける。医療・療養環境を整える技術として感染予防対策を身につける。	2前	30			○		○		○			
45	○			診療の補助技術Ⅱ	対象に応じた薬物療法や輸血が適切に行うために、薬物の人体への影響、薬剤や輸血の目的などの知識及び、患者の観察といった与薬に関する基礎的知識・技術を学ぶ。また、血液検査における目的方法を理解し、検体の取り扱い方法や、患者が安全に検査が受けられるために必要な看護を学ぶ。	2前	30			○		○		○			
46	○			診療の補助技術Ⅲ	人間が生活するうえで欠かせない食事、呼吸に対する援助技術の中で、侵襲を伴う技術を身につける科目。人体の構造と機能や病態などの既習知識をもとに、安全・安楽な技術提供ができるよう、その基礎知識や方法を学ぶ。	2前	30			○		○		○			
47	○			看護研究の基礎	既存の知識や理論を活用するプロセスを学び看護実践につなげるために、看護研究の重要性を理解し、科学的思考や態度を身につける。看護研究の基礎知識とともに、看護を広く・深く追求し続ける研究の態度(看護現象を客観的・科学的・論理的に捉えようとする態度)を学ぶ。	2後	20			○		○		○			
48	○			地域・在宅看護の基盤	地域・在宅看護の基盤となる地域・生活をとらえるために、地域で生活する人々とその生活と環境を理解し、地域のコミュニティやシステムがあるということを学ぶ。	1前	30			○		○		○			
49	○			地域・在宅看護論概論	地域・在宅看護論概論では、地域・在宅看護の目的・位置づけ・基本的視点をもとに、地域・在宅看護に関わる法令・制度を理解し、地域で生活・療養する人とその家族をサポートする看護の基礎的知識を学ぶ。	1通	30			○		○		○			
50	○			地域・在宅看護論援助論	地域で生活する人々とその家族が抱える課題をアセスメントするために必要な基礎知識を学ぶ。	1後	30			○		○		○			
51	○			地域・在宅看護技術	演習など実践を意識した授業の中で、地域・在宅における看護援助の方法や実践プロセスを身につけるための基礎知識を学ぶ。	2通	30			○		○		○			
52	○			地域・在宅看護の統合	専門分野の各看護学における学びを統合し、あらためて地域で暮らしや健康を支えあう仕組みやそのあり方について創造的に学ぶ。	3後	15			○		○		○			
53	○			成人看護学概論	成人期にある対象を統合的に理解し、健康の維持増進・疾病の予防・健康レベルの回復に関わる看護を学ぶ。	1後	30			○		○		○			
54	○			成人看護学援助論Ⅰ	成人の健康を維持・増進するための援助について学ぶ。また、急激な健康破綻により生命の危機に陥った場合において、病態の緊急度・重症度を機軸として、少ない情報から患者の状態を判断し状態変化に即応した看護援助の基礎を学ぶ。	2前	30			○		○		○			

(看護専門課程看護科) 令和7年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
55	○			成人看護学援助論Ⅱ	成人の慢性疾患は、患者・家族への精神的・経済的負担も多く、限られた社会保障や社会制度の中で、社会の一員として生活しなければならないことから、その状況の中で、自己の疾患を受け入れ、コントロールすることでその人らしい生活や社会生活を営んでいくことを学ぶ。成人において、外傷や疾病により新たに生じた障害とともに生きていくことは容易ではなく、それまで行っていたことができなくなるため、その人が再び「その人らしく生きていく」ための看護支援を学ぶ。	2前	30		○		○					
56	○			成人看護技術	健康障害を持つ成人に関する様々な情報を整理し、情報の解釈・分析・統合により看護問題を導き、成人期の対象と看護の理解を深める。その中で特に、生活習慣がもたらす影響を理解できるよう、リスクファクターの視点、患者教育に着眼し、看護展開を行う。また、成人看護学で活用される技術の演習を実施することにより、看護実践の基礎能力を身につける。	2通	30		○		○		○			
57	○			老年看護学概論	より広い観点から高齢化の現状を捉えるため、人口統計的な知識・社会構造的な知識から、高齢社会の現状と課題、ヘルスケアシステムなどについて学ぶ。また、老年看護を学ぶ基礎として、老年期の定義、そして高齢者の身体的・精神的・社会的特徴と生活への影響などについて学ぶ。	1後	30		○		○		○			
58	○			老年看護学援助論	高齢者は、高齢者の身体的・精神的・社会的特徴から「生活機能」の障害が生じやすい。生活機能の障害は、高齢者の「生活行動」に影響してくる。高齢者ゆえの生活行動の特徴や、それに対する援助（アセスメント看護）について学ぶ。また、高齢者ゆえの身体的特徴（加齢変化）から健康を逸脱することも多いため、その特徴的な症状・疾病・障害などもつ高齢者の回復を支える看護を学ぶ。	2通	30		○		○		○			
59	○			老年看護技術	演習など実践を意識した授業の中で看護援助の方法や実践プロセス、高齢者に対する望ましい態度を身につけることを目的とする。紙上事例による事例を通して、生活機能障害にある高齢者の看護過程を展開する方法（※とくに生活機能の観点から、目標志向型思考をふまえて教授する）を学び、実際に老年看護に関連する施設を理解（見学）することで、高齢社会の現状・課題・取り組みについて学ぶ。	2後	30		○		○		○			
60	○			小児看護学概論	子どもと家族を取り巻く環境を多角的に捉えるために、看護の変遷や目的から人口統計的な知識、小児に関わる法律、小児看護が担う役割を学ぶ。また、子どもを権利を有する一人の人として尊重する心を養うと共に、子どもの成長発達を促すための基礎知識を身につける。	2通	30		○		○		○			
61	○			小児看護学援助論	発達段階によって入院・治療が子どもや家族に与える影響を理解し、いかなる療養環境においても安全・安楽な生活を送ることができるような看護の基礎知識を学ぶ。そして、小児および家族に対する看護を行う上で修得すべき知識として、小児に特徴的な症状、疾患から援助方法の基礎知識を学ぶ。	3前	30		○		○		○			
62	○			小児看護技術	小児の発達段階の特徴や看護の視点、倫理的配慮の基本的知識を基に、演習を通して小児看護に必要な技術を身につけていく。	3前	30		○		○		○			
63	○			母性看護学概論	母性看護学概論では、母性看護の変遷と動向・意義に加え、人間の性と生殖、母性看護の特性、女性のライフステージについて学ぶ。	2後	30		○		○		○			
64	○			母性看護学援助論	母性看護学方法Ⅱでは、母性看護学方法Ⅰでの学びに加え、各期における看護を学ぶとともに、新生児の看護についても学ぶ。	3前	30		○		○		○			
65	○			母性看護技術	模擬患者の看護過程展開を通して周産期特有の看護技術について学ぶ。	3前	30		○		○		○			

(看護専門課程看護科) 令和7年度																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当 年次・ 学期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 の 連 携	
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任		
66	○			精神看護学概論	人間の心の仕組みや働き・発達から心の健康を考え、様々な場での精神保健の問題や活動を学ぶ。その上で精神科看護における患者-看護師関係や理論モデルについて学習することで、精神看護援助の基盤となる人間関係についての学びを深め、また精神保健医療福祉の歴史、現代の動向学び、今後の課題を考える機会とする。	2 通	30		○		○						
67	○			精神看護学援助論	精神疾患を持つ対象者および家族に適切な看護援助を行うため、基礎的知識となる主な精神症状・行動障害、その看護について学ぶ。また地域の精神保健機関や各職種について学び、対象者が社会生活を継続するための環境について学ぶ。	2 後	30		○			○					
68	○			精神看護技術	精神疾患を持つ対象者と家族、対象者を取り巻く環境を学び、退院後に社会で生活する対象者の退院支援や退院後の生活支援を考えることで精神看護の理解を深める。紙上事例を用い看護過程展開の方法を学び、演習を授業の中で実践し、実践後のプロセスレコードにて振り返りの機会を設けることで自己洞察を深める。	3 前	30			○		○					
69	○			災害看護	災害が社会や地域の人々の暮らしと健康状態に大きな影響を及ぼすことを理解したうえで、刻々と変化する状況下で災害に関する看護独自の知識や技術を適用し、多職種と連携・協働して看護活動を展開していくことを学ぶ。加えて人々の生命を守り、生活を支援するという看護の原点に立ち戻ることをねらいとする。	3 前	30		○			○					
70	○			医療安全	医療の高度化、疾病構造の変化、患者の高齢化など多種多様な対象のニーズに応えるべく、看護師の役割や機能も多様化しており煩雑化している。その中で医療安全は、基本的に保障されていなければならないものであるが、現在医療の中で医療事故は大きな問題となっている。様々な状況の中に潜む医療事故の構造を理解し、安全で確実な医療・看護を提供するためには何を考え、判断するか学ぶ。また演習を通し偽医療事故を経験することで、自己の傾向に気づき、自己モニタリングする能力を養う。	3 前	30		○			○					
71	○			看護管理・国際看護	「看護管理」では、組織で働く看護職が専門職業人として、社会情勢の変化や医療政策の変化に対応し、質の高い看護ケア提供に向けて、責任を持って働く姿勢を身につけるために必要な知識を学ぶ。「国際看護」では、世界の保健医療の現状、国際協力の体制・方法の知識及び、国際看護活動における国際看護の役割について学ぶ。	3 通	30		○			○					
72	○			臨床判断と看護ケア	講義・演習の後に臨床実習(統合分野)へと続ける。ここでは実際の臨床場面を想定し、より臨床に則した状況下での総合的な判断・対応を模擬体験する内容を中心とする。模擬体験後には、リフレクションを繰り返し経験により学ぶ。	3 通	30		○			○					
73	○			臨床判断の基礎	対象者に看護が届くその時に、看護師がどのようなことに気づき、解釈し、看護を実施し、それを改善し、以前よりさらに患者を深く理解した看護を行っているのかを学ぶ。看護師が知識や技術、経験をどのように構造化し看護実践につなげているのか、臨床判断の基礎となる思考・行動を身につける。	2 通	30		○			○					
74	○			専門職連携	各職種の専門性を高め、これからの地域社会を支える多職種協働を実現させるために、いくつかの専門職種で共同学習に取り組むことで、「理解・共有」「展開・応用」「連携・協働」を目指す。その中で、他職種者とのコミュニケーション能力(アプローチ、ファシリテート、リーダーシップ、メンバーシップ)の向上や、専門性や個性が異なる相手との思考・価値観の違いによる葛藤を解決する能力を身につけることも目的としている。	3 前	30		○			○					

(看護専門課程看護科) 令和7年度																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
75	○			家族看護論	家族看護における理論を活用した家族アセスメントと各領域における看護の実際に必要な基礎知識を身につける。	2通	30		○			○			○	
76	○			薬物療法と看護	医療現場や在宅で行われる薬物療法に関する一般的な看護について学ぶ。また、薬物療法を受ける対象者の特徴を捉えた上で、多様な成長発達段階にある対象者各期への看護の視点を学ぶ。	2通	30		○			○			○	
77	○			健康支援の看護	自分自身の健康づくりとともに、家族や職場、地域での総合的な健康支援について学ぶ。	2通	30		○			○			○	
78	○			周術期の看護	周術期にある対象の特性を理解し、回復過程が円滑に進むための看護の役割および援助を学習する。また、急性期にある対象および家族への看護の基礎となる主要概念や理論を学習する。	2通	20		○			○			○	
79	○			エンドオブライフケア	現代社会では、病むことや死と向き合うことを余儀なくされることに苦悩し、これからの人生をどう生きるかについて思い悩む人に寄り添い、歩んでいくことができる看護師が求められている。当科目では病気の種類、病期、年齢、療養場所を問わない横断的な終末期看護を学ぶとともに、死生観や倫理的思考を養う。	2通	30		○			○			○	
80	○			看護の対象を知る実習	地域で暮らす人々の生活を理解し、健康を支える看護の意義を学ぶ。看護のメタパラダイムである人間・環境・健康・教育・看護とは何かを考え看護専門職業人とは何か、看護職の多様性について理解する。また地域の人々と看護師とのつながりとは何かを考え看護の課題を明確にする。地域にて20時間、外来にて4時間実習、病棟にて4時間、学内にて17時間	1前	45					○		○	○	○
81	○			看護を知る実習	病院における患者の看護を学ぶ。健康障害をもち療養している対象を、総合的にとらえてニーズや看護を考え、看護の対象を総合的にアセスメントする方法が理解できるよう日常生活援助技術の実践を行い、看護を追求する。病棟にて74時間、学内にて16時間	1後	90					○		○	○	○
82	○			ヘルスプロモーション実習	地域で暮らす人々が自ら健康をコントロール管理し、地域で継続して生活を営んでいくための活動・支援の実際を学ぶ。	2前	90					○		○	○	○
83	○			地域・在宅看護論実習	地域で暮らす人々とその家族を理解し、その人らしい生活を地域で継続していくための支援の実際を学ぶ。90時間：訪問看護ステーションでの実習（訪問診療の実習を含む）	2後	90					○		○	○	○
84	○			成人看護学実習	成人・老年期にある健康危機状況の人とその家族を理解し、危機を乗り越え生きていくことを支えるための看護の実際を学ぶ。救命救急センターにて8時間、救急病棟にて24時間実習後、急性期病棟にて58時間実習	2後	90					○		○	○	○
85	○			成人・老年看護学実習Ⅰ	成人・老年期にある生活機能の維持・回復をめざす人とその家族を理解し、健康課題に取り組み自律して生活していくことを支えるための看護の実際を学ぶ。病院実習74時間、他病院地域包括ケア病棟16時間。	2通	90					○		○	○	○
86	○			成人・老年看護学実習Ⅱ	成人・老年期にあるエンド・オブ・ライフケアが必要な人とその家族を理解し、その人らしく最善に生きることを支えるための看護の実際を学ぶ。病棟実習80時間。	3通	80					○		○	○	○
87	○			老年看護学実習	さまざまな健康状態・生活機能にある高齢者を理解し、その人らしく望ましい生活を送るための看護の実際を学ぶ。病院実習40時間、老人施設40時間。	3通	80					○		○	○	○

(看護専門課程看護科) 令和7年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
88	○		小児看護学実習	保育所、病院（病棟・外来）、乳児院や発達支援センターでの実習を通して、子どもの成長発達や健康レベルをふまえたニーズの分析や、その子・家族らしく生活できるための看護の実際を学ぶ。	3通	80			○		○	○	○	○	
89	○		母性看護学実習	看護の対象である人間を母性の側面から捉え、ヒトのプロダクションの営みに焦点を当て、周産期における対象者や家族に適切な看護の実践を経験する。母性を取り巻く地域の保健・医療・福祉の諸機関との関係について理解を深め、保健指導の必要性を学ぶ。	3通	80			○		○	○	○	○	
90	○		精神看護学実習	精神障害を持つ対象者と保健医療福祉チームとの関わりを通して、対象者を理解するとともに看護職の役割を学ぶ。また地域の精神保健を学ぶことで、対象者が望むその人らしい生活ができるよう支援するための基礎的知識・技術・態度を養う。精神科病棟：56時間、精神科外来：8時間、精神科デイケア：8時間、精神訪問看護：8時間	3通	80			○		○	○	○	○	
91	○		看護の統合と実践実習	これまで学習した知識・技術・態度を統合し、患者の生活の場に近い状況での看護を考え、臨床実践能力を養う。（病院にて90時間実習）	3後	90			○		○	○	○	○	
合計					91	科目	3,180			単位時間					
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
卒業要件：学則別表Ⅰに規定する全科目を履修すること。								1学年の学期区分				2期			
履修方法：各学年の教育計画に従い、各科目、シラバスに従い学習する。出席すべき日数の3分の2以上出席、学習評価が60点以上をもって合格、科目履修とする。								1学期の授業期間				21週			

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。